

広島県告示第九百十一号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第十八条第一項の規定によって、次の区域をプレジャーボートの暫定係留区域に指定し、令和五年七月三日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和五年六月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域の名称

1 新浜地区（その一）

（一）区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び基点五と基点一を水際線で結んだ

線により囲まれた区域

（二）点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市新浜の国土地理院四等三角点「新浜」（北緯三四度二三分五七秒五

六〇七、東経一三三度一〇分三七秒八二三三、標高三・一一メートル）

基点一 基準点から八六度五三分一四秒の方向一六四・六五メートルの点

基点二 基点一から二一八度四九分一五秒の方向三四・七五メートルの点

基点三 基点二から二五〇度五五分五四秒の方向四二・五〇メートルの点

基点四 基点三から二七一度一分〇四秒の方向六七・一九メートルの点

基点五 基点四から三四〇度五五分五四秒の方向一〇・五〇メートルの点

2 新浜地区（その二）

（一）区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四と基点一を水際線で結んだ

線により囲まれた区域

（二）点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市新浜の国土地理院四等三角点「新浜」（北緯三四度二三分五七秒五

六〇七、東経一三三度一〇分三七秒八二三三、標高三・一一メートル）

基点一 基準点から一九一度〇〇分一五秒の方向三五・六五メートルの点

基点二 基点一から一六一度〇八分二〇秒の方向二八・〇〇メートルの点

基点三 基点二から二五一度〇八分一五秒の方向二七・七二メートルの点

基点四 基点三から三四一度〇八分二三秒の方向二八・〇〇メートルの点

3 古浜地区

（一）区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四と基点一を水際線で結んだ

線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 尾道市新浜の国土地理院四等三角点「新浜」(北緯三四度二分五七秒五

六〇七、東経一三三度一分三七秒八二三三、標高三・一一メートル)

基点一 基準点から二二八度三七分三九秒の方向八一・三三メートルの点

基点二 基点一から一一九度一五分四八秒の方向三一・〇一メートルの点

基点三 基点二から一六三度三〇分三九秒の方向四七・八二メートルの点

基点四 基点三から二五〇度四九分五四秒の方向二二〇・二二メートルの点

二 指定年月日

令和五年六月二十九日